

第1章

計画の基本的事項

本章では、計画策定の背景、計画の目的、位置付け、期間、対象とする環境の範囲など、計画の基本的な事項について示しています。



第1節 計画策定の背景



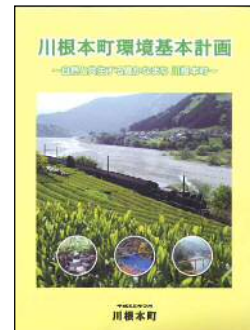
1 川根本町環境基本計画(前期基本計画)の策定

本町は、南アルプスの山々が織りなす四季折々の美しい景観、町の南北を流れる大井川、町の特産物である川根茶の香る茶畑を有し、「水と森の番人」として豊かな水や森林を守ってきました。

しかし近年、本町においても人口減少・少子高齢化の問題や、農業・林業の担い手不足などの問題に直面しており、人と自然との関わりの中で守ってきた豊かな環境を守り続けることが難しくなってきました。また、私たちの毎日の暮らしや消費活動が便利になる一方で環境に大きな影響を与えており、地球温暖化など地球規模の環境問題にも結びついています。

このような状況のなか、今、私たち川根本町が地域として行うべきこと、個人として行うべきことを考え、行動することが必要です。また、本町は大井川の上・中流域にあり、下流域の都市部の暮らしを支える「水と緑の番人」としての役割を果たすべく、流域全体の視点で広域的な取り組みも重要であると考えられます。

そこで、本町の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「川根本町環境基本計画」(以後、前期基本計画と呼ぶ)を平成22年3月に策定し、町民、事業者、行政の三者が連携・協力して環境保全に向けた取り組みを実行してきました。



2 近年の社会情勢と環境分野の動向

■東日本大震災の発生

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故によって、環境や社会経済が大きな影響を受けるとともに、国民の価値観や意識にも変化が生じました。このことを踏まえ、エネルギー・温暖化対策の見直し、災害廃棄物の処理、放射性物質による環境汚染などが新たな課題となりました。

■「第四次環境基本計画」の閣議決定

平成24年4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」では、目指すべき持続可能な社会として「低炭素」「循環」「自然共生」の3つの社会のほか、その前提として「安全が確保される社会」が新たに追加されました。

■「静岡の茶草場農法」の世界農業遺産登録

平成25年5月に開催された世界農業遺産国際会議において、川根本町・掛川市・牧之原市・菊川市・島田市の4市1町の地域で取り組んでいる茶草場農法が「静岡の茶草場農法」として、世界農業遺産に認定されました。

■ユネスコエコパークへの登録

ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)が実施する生物圏保存地域(国内呼称:ユネスコエコパーク)に関して、平成26年6月にスウェーデンで開催されたユネスコMAB(人間と生物圏)計画国際調整理事会において、川根本町全域を含む南アルプスエリアが、国内6か所目のユネスコエコパークに登録されました。



■エコアクション 21 に基づく取り組みの推進

本町は平成 20 年 5 月、県内の町では初めて環境省の環境マネジメントシステム「エコアクション 21」の認証登録を受けて以降、環境への取り組みを継続的に実施し、その結果を「エコアクション 21 環境活動レポート」として公表しています。

■「川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」の策定

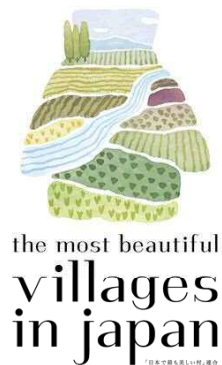
本町では、年少人口、生産年齢人口、老年人口のすべてで人口減少が進んでおり、転出者が転入者を上回る転出超過の状態にあります。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、平成 27 年 3 月末現在で 7,643 人の人口は、2060 年には 2,237 人まで減少する予測となっています。そこで、本町では住民をはじめ、産業界・教育機関・金融機関・労働団体等で組織する委員会による話し合いを重ね、平成 27 年 10 月に「川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」「川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。同ビジョンでは、人口減少対策を実施することにより、2060 年に 3,500 人を維持することを目標としています。

■「日本で最も美しい村」連合に加盟

本町は、平成 27 年 10 月に「日本で最も美しい村」連合に加盟しました。加盟している自治体は 60 町村地域、静岡県内では松崎町に次いで、本町が 2 例目となります。

「日本で最も美しい村」連合は、自らの地域に誇りを持ち、地域の活性化と自立を住民自らの手で推進することで、将来にわたって美しい地域づくりを行うことを目的としています。なかでも、生活の営みにより形成されてきた景観・環境や地域の伝統文化を守り、これらを活用することで地域資源の保護と地域経済の発展に寄与することが期待されます。

ちなみに本町の登録された地域資源は、「銘茶川根茶の茶園景観」「国重要無形民俗文化財徳山の盆踊」です。



■「木の駅かわね」の始動

森林内に放置されている間伐材を町内の商店で使える「地域通貨券」で買い取り、山の保全や地域振興につなげるプロジェクト「木の駅かわね」が平成 27 年 11 月から始まりました。

木の駅は、人の手が入らずに荒れた森林を元に戻そうということで、全国の中山間地で行われている試みですが、県内では初めての事例となります。



前期基本計画策定後の動向

年月	内容（★印は川根本町の動き）
平成 22年 3月	★「川根本町環境基本計画」（前期基本計画）策定 「生物多様性国家戦略 2010」閣議決定
10月	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催
23年 3月	東日本大震災の発生 「第3次静岡県環境基本計画」策定
4月	「静岡県希少野生動植物保護条例」施行
24年 3月	★「第1次川根本町総合計画」（後期基本計画）策定 ★「川根本町一般廃棄物処理基本計画」策定
4月	「第四次環境基本計画」閣議決定
9月	「生物多様性国家戦略 2012-2020」閣議決定
25年 3月	「当面の地球温暖化対策の方針について」決定
5月	★「静岡の茶草場農法」が世界農業遺産に登録
11月	日本の新たな温室効果ガス削減目標（2020年に2005年比3.8%削減）を発表 ★「南アルプス世界自然遺産登録推進協議会」に設置する「南アルプス総合学術検討委員会」による「リニア中央新幹線（東京都～名古屋市）環境影響評価準備書に関する意見書」の提出
26年 3月	★「川根本町地球温暖化対策実行計画」策定
4月	「エネルギー基本計画」閣議決定
6月	★川根本町全域を含む南アルプスエリアが「ユネスコエコパーク」に登録
27年 3月	「ふじのくに地球温暖化対策実行計画（改定版）」策定
5月	★「エコアクション21 環境活動レポート」（平成26年4月～平成27年3月）発行（毎年5月に発行）
6月	★「全国ホテル研究会・川根本町大会」を開催
9月	★「川根本町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」策定
10月	★「日本で最も美しい村」連合に加盟 ★「川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
11月	★「木の駅かわね」が始動
28年 3月	★「川根本町環境基本計画（後期基本計画）」の策定

3 計画の見直し

平成22年3月に策定した前期基本計画では、「自然と共生する豊かなまち 川根本町」を望ましい環境像として掲げ、町民・事業者・町が一体となって推進してきました。前期基本計画の計画期間は10年間ですが、概ね5年後に見直しを行うとしています。

計画策定後には、東日本大震災の発生や南アルプスユネスコエコパークへの登録をはじめ、人口の減少など、社会情勢や環境の変化が生じていることから、このたび計画内容を一部見直し、「川根本町環境基本計画」（後期基本計画）（以降、後期基本計画と呼ぶ）を策定することとしました。

第2節 前期基本計画の検証



前期基本計画で掲げている数値目標について、基準値と現状値、目標値を比較して進捗状況を評価しました。特に、基準値より変化なし・後退（▲印）、未達成（×印）の環境指標については、施策及び目標値の見直しが必要だと考えられます。

【達成度の評価】

◎目標値を達成 ○基準値より前進 ▲基準値より変化なし・後退 ×未達成 –データなし

1 自然と人々の営みが調和するまち

1-1 森林の適正管理

- ・「林道総延長」は事業計画に基づき、基準値から新たに14,425mの整備が進みました。
- ・「FSC 森林認証森林面積」は平成26年度に文沢地区の静岡県営林80.4haがF-net大井川に加入するとともに、平成27年3月に島田市内の製材所等4業者がCoC認証を取得し、今後の木材普及啓発についてF-net大井川との協議が始まりました。
- ・「間伐実施事業面積」は、国や県の補助金・交付金を利用して毎年度実施するとともに、県の「森の力再生事業」を森林組合おおいがわが中心となって実施した面積です。平成27年11月からは、林地残材を収集し、地域通貨券による交付を行う「木の駅かわね」が始動しました。
- ・町有林の一部を皆伐し、少花粉のコンテナ苗（スギ）を植栽する造林事業を実施しました。
- ・「森林経営計画認定面積」は、森林組合と連携して森林経営計画の策定支援を行った面積です。平成25年度には森林情報システムを導入し、山林の情報提供がスムーズになりました。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
○林道総延長	201,301m	H20	215,726m	H26	253,101m	H31
○FSC 森林認証森林面積	1,466ha	H20	1,593ha	H27	3,900ha	H31
▲間伐事業実施面積	376ha/年	H20	130ha/年	H26	630ha/年	H31
○森林経営計画認定面積	1,012ha	H20	1,879ha	H27	3,900ha	H31

1-2 農地の保全

- ・「認定農家への農地集積面積」は農業法人の設立や活動が進んできており、農業法人による認定農業者の認定事例が出てきています。
- ・学校では、地元食材を積極的に使った給食を提供し、併せて栄養教諭が児童・生徒への食育を実施しています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
▲認定農家への農地集積面積	95ha	H20	86ha	H26	173ha	H27
▲市民農園区画数	46区画	H20	46区画	H26	100区画	H31

1-3 河川・湧水などの保全

- ・「河川清掃参加者数」は人口減少や高齢化の進展、天候などの条件もあり、目標値には達していないものの、自治会の美化活動として定着し、住民間のコミュニケーションが高まるなどの効果が出ています。
- ・「河川愛護活動実施回数」「河川愛護活動実施団体数」は、人口減少や高齢化により活動が厳しい状況ではありますが、現状の数値を継続的に実施していく必要があります。

- ・「大井川の濁水の苦情件数」は、基準値の数値が少ないため評価は難しいですが、平成25年度に大井川ダム清水化バイパスが完成して濁りの頻度が少なくなりました。
- ・「水道普及率」は、平成22年度に静岡県の中山間事業で平溝飲料水供給施設が整備され、普及率が微増しました。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
×河川清掃参加者数	2,097人/年	H20	1,704人/年	H26	2,400人/年	H25
×河川愛護活動実施回数	27日/年	H20	27日/年	H26	34日/年	H25
×河川愛護活動実施団体数	25団体	H20	27団体	H26	34団体	H25
◎大井川の濁水の苦情件数	1件/年	H20	0件/年	H27	0件/年	H25
◎水道普及率	99.5%	H20	99.7%	H26	99.7%	H29

1-4 野生動植物の保護・管理

- ・平成26年6月に本町全域を含む南アルプスエリアがユネスコエコパークに登録されました。
- ・「資料館やまびこ」は、青少年育成事業「海の子山の子交流事業」や総合的な学習の時間、生涯学習などで活用されています。
- ・イノシシとニホンジカについては随時、カモシカについては毎年、被害調査を行っています。また、平成25年度からは有害鳥獣駆除報償金に外来種・小動物を追加しました。

1-5 流域全体の視点による自然環境保全

- ・大井川流量調整協議会によるモニタリング調査（平成18～22年度）により、放流による河川環境改善効果の検証を実施しました。また、中部電力(株)の大井川発電所・大井川ダム清水化バイパス工事が平成25年度に完成し、濁水対策が改善されました。
- ・大井川流域の5市2町で構成する「大井川の清流を守る研究協議会」事業で、大井川の源流部・中流域・下流域を学ぶ視察会を開催し、大井川の自然環境の啓蒙を図りました。

2 人・自然・歴史文化のふれあう美しいまち

2-1 人と自然とのふれあいの場の活用・創出

- ・「インタープリターなどの数」は、現状の数値は平成20年度から5年が経過していることから、「川根本町エコツーリズムネットワーク」などとの連携により養成を実施し、再登録した人数となっています。
- ・「親子水生生物調査参加人数」は計画策定後の実績がないことから、本計画の環境指標から削除します。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
○インタープリターなどの数 (体験観光のイストラクター数)	59人	H20	60人	H26	70人	H31
×親子水生生物調査参加人数	13人/年	H20	0人/年	H27	20人/年	H22 以降

2-2 公園・緑地などの整備・管理

- ・「地域緑化活動団体数」は会員の高齢化による脱退などにより、団体数・規模ともに減少傾向にあり、目標の達成は難しい状況です。
- ・地域の緑化や花壇維持管理を実施している花の会団体等へ、花の種や肥料などの資材配布の支援を実施しています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
▲地域緑化活動団体数	30 団体	H20	28 団体	H27	40 団体	H31

2-3 景観の保全・創造

- ・「景観団体・グループ数」「景観スポットの保全活動参加者数」「景観形成に注意したまちづくり事例数」「景観を保全する特別計画協定区域・地区計画区域」については、現状では事例なしもしくは把握ができていない状況にあります。今後、景観行政団体への移行を含めた検討を行っていくこととしています。
- ・「景観スポット認定地点数」は、平成 26 年度に牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会による「大井川地域の継承したい茶園景観 30 選」として、町内 6 地点が選定されました。
- ・国県道や大井川鉄道沿線において、景観伐採を実施しました。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
▲景観団体・グループ数	0 団体	H20	0 団体	H27	3 団体	H31
○景観スポット認定地点数	0 地点	H20	6 地点	H27	20 地点	H31
▲景観スポットの保全活動参加者数	0 人/年	H20	0 人/年	H27	20 人/年	H31
▲景観形成に注意したまちづくり事例数	0 件	H20	0 件	H27	10 件	H31
▲景観を保全する特別計画協定区域・地区計画区域	0 地区	H20	0 地区	H27	5 地区	H31

2-4 歴史的・文化的遺産の保全・活用

- ・「歴史的遺産を学ぶ講演会・見学会等の参加者数」については、「地域で取り組む生涯学習」の事業として地域主体で取り組んでいることから、基準値の内容を変更しました。
- ・平成 25 年 4 月に「智者山神社 棟札」、平成 27 年 1 月に「徳山城址並びに支城」（護心土城址）が新たに指定文化財となりました。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
一歴史的遺産を学ぶ講演会・見学会等の実施地区数	4 地区	H21	4 地区	H26	-	-

3

おいしい水と空気を守る うるおいのあるまち

3-1 環境の監視及び公害等の対策

- ・「公害苦情件数」は、現状では発生していません。
- ・「生活型苦情解決率」について、現状では「数値なし」となっていますが、苦情が発生した場合、全ての苦情を解決することを目標としていることから「数値なし」としています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
◎公害苦情件数	1 件/年	H20	0 件/年	H26	0 件/年	H26
一生活型苦情解決率	数値なし	H20	数値なし	H26	100%	H26

3-2 大気汚染・悪臭・騒音・振動対策の推進

- 「公共交通網整備地区数」は、平成23年度に南部地域を対象にデマンド運行を開始したことに伴い、既存の公共交通機関と合わせると、交通空白地域は解消されています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
◎公共交通網整備地区数 【再掲4-3】	70%	H20	100%	H27	100%	H22

3-3 水質汚濁対策の推進

- 「合併処理浄化槽の延べ設置数」「汚水衛生処理率」「汚水処理整備率」「水洗化率」は、合併処理浄化槽の設置補助を実施することにより、目標値を達成しています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
◎合併処理浄化槽の延べ設置数	900基	H20	1,143基	H26	1,140基	H28
○汚水衛生処理率	40%	H19	47.8%	H26	55%	H28
◎汚水処理整備率	29.5%	H20	40.2%	H26	40.1%	H28
◎水洗化率	86%	H19	87%	H26	87%	H28

4 資源・エネルギーを大切にすまち

4-1 ごみの減量・再資源化と適正処理

- 「ごみ排出量」「住民1人当たりごみ排出量」は、人口が減少しているにもかかわらず増加しています。要因としては、生活環境の変化に伴い、梱包ごみの量の増加が考えられます。
- 「生ごみ処理機器購入助成数」は予算内で補助を行っており、近年は横ばいとなっています。
- 「年間資源リサイクル率（集団回収を含む）」は、計画通りに推移しています。
- 「廃食用油回収自治会数」は、各地区の協力により町内全地区を巡回しており、目標値を達成しています。
- 「容器包装廃棄物の排出量」は、集団回収の実施によって減少し、目標値を達成しています。
- 「最終処分量（埋立量+客土）」は、可燃ごみの減少に伴って減っています。焼却施設が平成20年度から島田市へ委託となり、焼却率が良くなった事により埋立量も減少しています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
▲ごみ排出量	2,019t/年	H20	2,103t/年	H26	1,542t/年	H28
▲住民1人当たりごみ排出量	622g/人・日	H20	728g/人・日	H26	525g/人・日	H28
▲生ごみ処理機器購入助成数	15台/年	H20	12台/年	H26	30台/年	H31
○年間資源リサイクル率 (集団回収を含む)	31%	H20	39.3%	H26	40%	H28
◎廃食用油回収自治会数	0地区	H20	34地区	H26	34地区	H31
◎容器包装廃棄物の排出量	197t	H20	89.6t	H26	171t	H24
○最終処分量（埋立量+客土）	107t	H20	77.3t	H26	60t	H28

4-2 不法投棄対策・環境美化の推進

- 「不法投棄確認件数」は、不法投棄監視パトロールの実施や事業所への協力依頼により、大幅に減少しています。
- 「不法投棄監視パトロール実施回数」は、基準値より多い年2回実施しています。
- 「不法投棄苦情件数」は0件となっています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
○不法投棄確認件数	11 件/年	H20	2 件/年	H26	0 件/年	H31
○不法投棄監視パトロール実施回数	1 回/年	H20	2 回/年	H26	6 回/年	H31
◎不法投棄苦情件数	1 件/年	H20	0 件/年	H26	0 件/年	H31

4-3 エネルギーの有効利用

- ・「公共交通網整備地区数」は、平成 23 年度に南部地域を対象にデマンド運行を開始したことに伴い、既存の公共交通機関と合わせると、交通空白地域は解消されています。
- ・「太陽光発電、太陽熱利用設備などに対する補助件数」は、補助金の創設から 6 年が経過し、省エネへの関心が高い世帯へは概ね普及したと思われます。
- ・「エコアクション 21 認証取得事業所数」は、平成 23 年を最後に町内では新規の認証取得がない状態です。町としては、公共工事入札制度における優遇措置を設けるなどの取得支援策を行っていますが、制度の普及啓発などの取り組みを強化する必要があります。
- ・「小規模水力発電の導入量」は、町内で確認できているのは長島ダム管理所のみです。
- ・「太陽光パネルの一般家庭への設置率」は、クリーンエネルギー機器導入促進事業費補助金の創設から 6 年が経過し、省エネへの関心が高い世帯へは概ね普及したと思われます。
- ・「公用車の低公害車導入率」は、ハイブリッド車 6 台/全 85 台にとどまっているため、今後は電気自動車も考慮のうえ、導入計画を図っていく必要があります。
- ・「役場、小中学校などへの新エネルギー導入率」は、役場本庁舎・総合支所では平成 22 年度より太陽光発電を実施していますが、小中学校では利用実績がありません。
- ・「新エネルギーに関する勉強会回数」は、静岡県主催の「新エネルギー等連絡会」（年 1～2 回）に参加し、新エネルギーに対する知識の向上に努めています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
◎公共交通網整備地区数 【再掲 3-2】	70%	H20	100%	H27	100%	H22
×太陽光発電、太陽熱利用設備などに対する補助件数	0 軒	H20	240 軒	H27	350 軒	H23
○小規模水力発電の導入量	0 基	H20	1 基	H27	5 基	H31
○太陽光パネルの一般家庭への設置率	1%以下	H20	4%	H27	20%	H31
○公用車の低公害車導入率	0%	H20	7%	H27	50%	H31
○役場、小中学校などへの新エネルギー導入率	0%	H20	25%	H27	100%	H31
◎新エネルギーに関する勉強会回数	0 回	H20	延べ 5 回	H27	延べ 2 回	H23

4-4 地球温暖化対策の推進

- ・「地球温暖化対策活動推進員」は、活動内容を正確に把握しかねている部分があるため、今後は把握するとともに、新規開拓する必要があります。
- ・「町行政の温室効果ガスの削減」「町施設温室効果ガス排出量」は、エコアクション 21 の活動等を通じて職員の間で省エネ・省資源の意識が定着し、そのことが結果にも反映されています。意識啓発だけでは限界もあるため、今後は省エネ機器の導入を進めていく必要があります。
- ・「エコアクション 21 認証取得事業所数」は、平成 23 年を最後に町内では新規の認証取得がない状態です。町としては、公共工事入札制度における優遇措置を設けるなどの取得支援策を行っていますが、制度の普及啓発などを強化する必要があります。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
×地球温暖化対策活動推進員	7人	H20	1人	H27	10人	H25
◎町行政の温室効果ガスの削減	4%	H18	33%	H26	9%	H24
◎町施設温室効果ガス排出量	1,897,912 kg-CO ₂	H18	1,280,265 kg-CO ₂	H26	1,727,100 kg-CO ₂	H24
○エコアクション21 認証取得事業所数	1事業所	H20	7事業所	H27	20事業所	H31

5 森林の恵みに感謝する心を育てるまち

5-1 環境教育・環境学習・環境保全活動の推進

- ・「環境保全団体の登録件数」は目標を達成しましたが、「環境リーダーの育成人数」は2人に留まっています。
- ・「こどもエコクラブ登録団体数」は、事務局として登録等の事務手続きを実施していますが、登録団体数が基準値よりも減少していることから、町内の小中学校等に周知していく必要があります。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
▲環境保全団体の登録件数	1団体	H20	3団体	H27	3団体	H31
▲環境リーダーの育成人数	0人	H20	2人	H27	10人	H31
▲こどもエコクラブ登録団体数	5団体	H20	2団体	H27	8団体	H31

5-2 環境情報の提供・発信・共有化

- ・「情報インフラ世帯カバー率（ブロードバンド）」は、平成27年度に100%を達成する見込みとなっています。

環境指標	基準		現状		前期基本計画の目標	
	基準値	年度	現状値	年度	目標値	年度
◎情報インフラ世帯カバー率（ブロードバンド）	98%	H20	100%	H27	100%	H25



第3節 後期計画の基本的事項

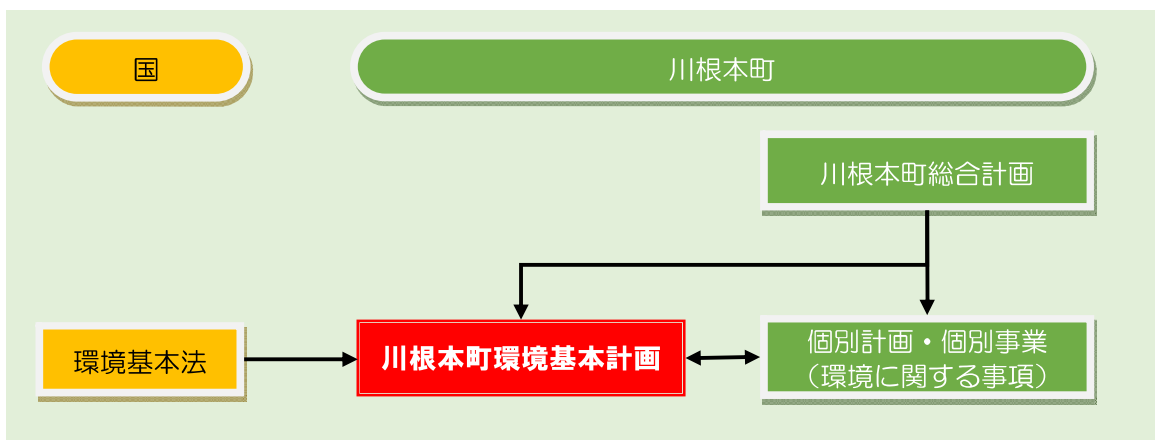


1 計画の目的

本計画の目的は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、望ましい環境のあり方や環境施策の基本的方向などを示し、町民・事業者・町の取り組みを明らかにすることです。

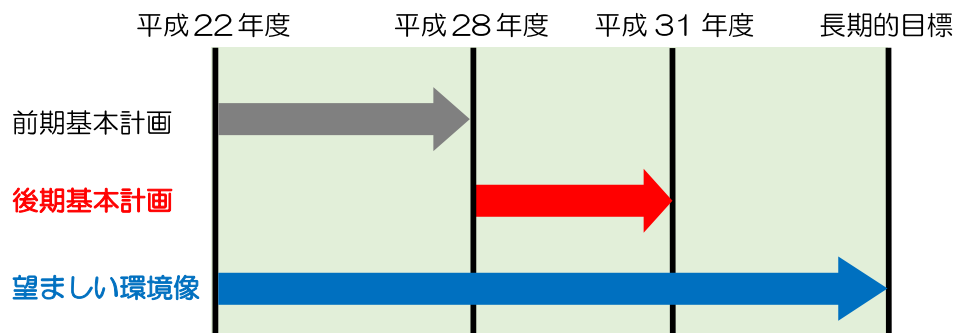
2 計画の位置付け

本計画は、「川根本町総合計画」に示された基本理念や将来像を環境面から実現していくための計画と位置付けられます。また、その他の個別計画とは内容の調整を図ります。



3 計画の期間

本計画の目標期間は、平成28年度から平成31年度の4年間とします。
 なお、環境問題への取り組みは長期的な視点に立つことが重要であるとの認識から、望ましい環境像を長期的目標として設定し、その環境像を見据えた取り組みの検討を図っていくものとします。



4 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、川根本町全域とします。

5 計画の対象とする環境の範囲

計画の対象とする環境の範囲は、以下のとおりとします。

